屋外消火栓設備

【設置基準(令19-１)】

・隣接建物からの延焼防止と１・２階の火災に対応する。

・１～15項･17項･18項で１階と２階の面積の合計が以上のもの

耐火建築物　　9,000㎡以上

準耐火建築物　　6,000㎡以上

その他の建築物　3,000㎡以上

【屋外消火栓の技術基準(令19-３)】

・１階の屋外で水平距離40ｍ以下で建物の壁面を包含できるように､屋外消火栓を設置する。

・消防用ホースは65㎜または50㎜で､長さは､屋内を含む各部分に有効に放水できる長さにする。

・水源は屋外消火栓が１基の設置であれば７㎥以上､２基以上の設置であれば14㎥以上にする。

・全ての屋外消火栓を使用した際､ノズル先端の放水圧力は0.25Pa以上0.6Mpa以下､かつノズル放水量は350Ｌ/分以上にする。

・主配管の立ち上がり管は呼び経50㎜以上とする。

・屋外消火栓箱(ホース･筒先)は屋外消火栓から５ｍ以内の場所とする。

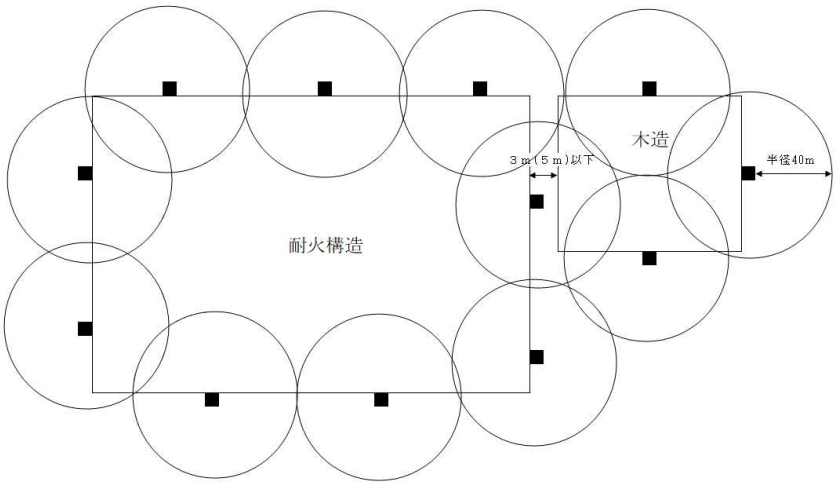

【同一敷地内にある２以上の建築物(耐火建築物･準耐火建築物を除く)(令19-２)】

・相互の外壁間の中心線からの水平距離が１階では３ｍ以下､２階では５ｍ以下である部分を有するものは屋外消火栓については１つの建築物とみなす。

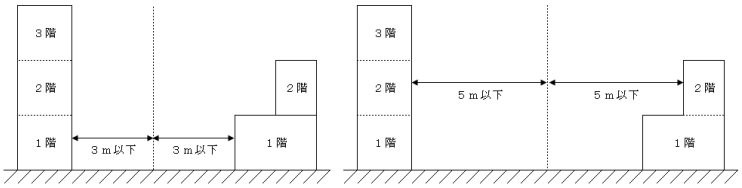

【屋外消火栓の代替え(令19-４)】

・以下の消防用設備等が設置してあれば､その有効範囲の部分のみ屋外消火栓を設置しなくてもよい。

スプリンクラー設備･水噴霧消火設備･泡消火設備･不活性ガス消火設備･ハロゲン化物消火設備･粉末消火設備･動力消防ポンプ設備

2023/09/11　M.Sugiyama　http://syoubou.jp/

屋外消火栓設備

【屋内消火栓の代替え(令11-4)】

・屋外消火栓が設置してあれば、１・２階の有効範囲の部分のみ屋内消火栓を設置しなくてもよい。

【非常電源(令19-3-6　規12-1-4)】

①延面積1000㎡以上の特定防火対象物※1…自家発電設備・蓄電池設備・燃料電池設備で、容量30分以上

※1　小規模特定用途複合防火対象物を除く。

②その他の防火対象物　…自家発電設備・蓄電池設備・燃料電池設備・非常電源専用受電設備で、容量30分以上